

河川愛護事業について

(建設部用地管理課長)

国土交通省は、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、地域の方々と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・創出（再生）を積極的に推進するとともに、河川愛護の思想について、広く国民に周知徹底をはかることを目的として、昭和49年度から7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

伊豆市では、上記主旨に基づき、河川愛護事業を行う地区等に予算の範囲内で補助金を交付しております。

令和7年度第3回区長会にて、「伊豆市河川愛護事業補助金交付申請書」「事業完了報告書」を配布しますので、来年度において普通河川以上の河川敷内の草刈り及び清掃を予定している地区等におかれましては、

令和8年5月29日（金）までに「交付申請書」及び添付書類を提出
建設部用地管理課（又は総務課・各支所）に提出をお願いします。
※期限以降の提出は受け付けませんので、予めご了承ください。

なお、河川愛護事業の提出書類等につきましては、来年度の第1回区長会議の場で改めてご案内いたしますが、申請期限が年度当初であることから、引継ぎの際にお知らせいただき、申請までの準備をスムーズに行っていただくことを目的として第3回会議で事前に周知しております。

担当 用地 管理 課
電話 83-5204

伊豆市河川愛護事業補助金交付の流れ

(窓口：用地管理課/総務課/各支所) *請求書は用地管理課のみ

1 申請（実施前に必ず申請してください）

★提出書類★

- ・河川愛護事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・実施箇所図（作業範囲を着色）※見本①参照
- ・河川愛護振込口座について（R8年度より必須）
- ・通帳コピー（R8年度より必須）

提出期限：令和8年5月29日（金）厳守



申請に基づき、用地管理課より
「補助金交付決定通知」発送

2 実施（作業写真の撮影）

3 完了報告

★提出書類★

- ・事業完了報告書（様式3号）
- ・写真（作業前・作業中・作業後 各2箇所程度）※見本②参照
※中止の場合も提出（見本③参照）

提出期限：作業実施から14日以内



補助額の確定後、用地管理課より
「補助金交付確定通知」
「請求書（様式第4号）」発送

4 補助金請求（窓口：用地管理課のみ）

★提出書類★

- ・請求書（様式第4号）

指定口座へ振り込み

（振込み予定：令和8年1月下旬～）

注意事項：旧様式での申請、報告や添付漏れがある

場合は受け付けられません。